

社会福祉法人大洲育成園正職員登用に係る要綱

(募集要綱)

第1条 理事長は、募集要綱（人員、資格、雇用形態、処遇、勤務地、勤務時間、休日、休暇、各種保険、福利厚生 他）を定め、周知することとします。

(募集資格)

第2条 応募できる対象者は、大洲育成園臨時職員等就業規則第1条中で定める臨時職員及び嘱託職員、並びにパートタイム労働者（以下「臨時職員等」という。）とします。

2 臨時職員等の募集資格は、次のとおりとします。

(1)当法人の臨時職員として5年以上経過している者。

(2)大洲市、喜多郡に住所を有するものであること。

(3)勤務成績、態度、協調性、能力、就業意欲があり、良好であること。

(4)社会福祉士、介護福祉士、看護師の職種に応じた有資格者であること。

3 ハローワーク等に求人票を出す場合については、その募集内容情報については、公開します。

(選考方法)

第3条 理事長の定める別紙様式の正職員登用申込書を以て、申し込むこととします。

2 選考方法は、次のとおりとします。

(1)同要綱第2条第2項を満たす臨時職員等が所定の様式で申請を行い、受付後に書面審査を実施する。

(2)書面審査後、適正・学力試験及び論文試験を実施する。

(3)施設長及び理事長面接を実施する。

(4)合否通知を行う。

(募集窓口)

第4条 理事長は、募集時期を定めることとします。

2 募集窓口は、社会福祉法人大洲育成園法人事務局とします。

(合否と採用)

第5条 合否は、理事長が書面において通知します。

2 採用は、合格通知を受けた次年度の4月1日からとします。

附則 平成30年3月8日より施行する。